

**芦屋町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

芦屋町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

芦屋町では、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を基本理念に、地域と共にある学校をめざし、学力向上の取組、豊かな心の育成、健やかな体の育成を推進している。

その実現に向けては、教育の中心を担う教職員が、心身共に健康で、その専門性を十分に発揮できる環境を確保することが必要である。

しかし、現在、学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教職員一人一人が担う業務は、質・量ともに増加しており、勤務時間を超えて働く教職員が多い状況が続いている。このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながる懸念される。

そこで、本計画は、教職員の業務量を適切に管理し、長時間勤務の縮減をはじめとする健康確保措置を計画的に推進することで、持続可能な学校運営体制を構築することを目的とする。

教職員が子どもと向き合う時間とゆとりを確保できるようにすることは、授業の質の向上や、一人一人へのきめ細やかな支援の充実を図り、子どもたちがより健やかに成長できる教育環境の実現につながる。

(2) 芦屋町の現状

○芦屋町では、令和2年に「教職員の働き方改革取組指針」を策定し、学校の定時退校日や部活動休養日等の設定、学校行事等の見直しを行い、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取り組みの結果、芦屋町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31.58時間	25.97%	0.18%
中学校	月48.37時間	40.91%	11.74%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では20%以上、中学校では、40%以上と多くなっている。さらに中学校は80時間を超える割合が10%以上であった。業務の精選・見直しを行うことによって、教職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校時間に関する目標

- ① 1箇月間の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
- ③ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を60%以上にする。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

芦屋町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについて、保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校と保護者が認識を共有する。

(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校で対応が困難な事案については、学校弁護士等に相談できる体制を継続する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計などへの回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

(イ) 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・部活動指導員等の配置の検討を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援学級支援員等と教職員との協働を促進する。
- ・不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、各種教育活動の立案、評価などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守すると

ともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間在校時間が 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員は、医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇について 10 日以上連続して取得できるよう、各学校において長期休業日の活用による取得を促進する。
- ・ 令和 8 年度中に、定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉休校期間の設定を行う。
- ・ 教職員の生活時間や睡眠時間の確保によって自身の健康を維持できるよう、当日の勤務終了後から翌日の勤務開始までのインターバルの確保を、11 時間を目安に促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、芦屋町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、芦屋町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況や勤務間インターバルの確保状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、関係機関との協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、芦屋町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。